

行こうよ

選挙

埼玉県知事選挙 8月6日

午前7時～午後8時
町内10投票所

告示日

7月20日(木)

開票

8月6日(日)

時間▼午後9時から

場所▼上里町役場4階大会議室



期日前投票

7月21日(金)～8月5日(土)

時間▼午前8時30分～午後8時

場所▼上里町役場1階町民ホール

※期日前投票をする際は、本人入場券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入の上お越しください。

投票できる方

① 年齢・国籍要件

満18歳以上(平成17年8月7日までに生まれた方)で、日本国籍を有する方

② 住所要件

令和5年4月19日までに上里町に住民登録し、引続き町内に居住している方。

投票方法

投票日の当日に、入場券に記載されている投票所に入場券を持参し、投票用紙の交付を受けてから記載台で候補者1人の名前を記入し、投票します。

入場券(シーラー型)は世帯ごとに郵送されます(1枚の封書に4人分の入場券付)。投票日当日にご自分の入場券をミシン目に沿って切り離し、入場券に記載されている投票所にお越しください。なお、入場券を紛失した場合や

届かない場合でも、投票資格を有した本人であれば投票できます。投票所で係員にお申し出ください。

不在者投票

① 指定施設で投票する方法

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院、入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。手続きには時間がかかりますのでお早めに各施設へお問い合わせください。

② 滞在地で投票する方法

町外の滞在が長期にわたる場合は、上里町選挙管理委員会に投票用紙を請求し、最寄りの市区町村の選挙管理委員会でする投票をすることが出来ます。手続きには時間がかかりますのでお早めに申請してください。

③ 郵便等で投票する方法

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の認定証をお持ちの方は、その程度により郵便による不在者投票をすることができます。事前に登録が必要になりますのでお早めに申請してください。

県内の他市町村へ転出された方

令和5年4月20日以降に上里町から埼玉県内の他市町村へ転出された方は上里町の投票所において投票することになります(不在者投票を行うこともできません)。ただし、投票には次の要件が必要になります。

① 上里町の選挙人名簿に登録されていること

② 投票管理者に対して「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」を行う

③ 市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」を持参すること

※県外へ転出された方は投票できません。

選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を、新聞折り込みで配布します。また、町内公共施設にも用意しますのでご利用ください。なお、郵送を希望される方は上里町選挙管理委員会までご連絡ください。

問合せ 上里町選挙管理委員会

【835-1237】

犯罪や非行のない明るい社会へ

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

『社会を明るくする運動』とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を償い改善更正を果たす場もまた地域社会です。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更正して社会に復帰し、地域社会の一員として、よりよい社会の実現を担う立場にあります。彼らが立ち直りのために努力するのは当然ですが、社会に居場所がないがために、再び犯罪を重ねてしまうという悪循環があることも事実です。犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くには、国・県・町の機関が各種施策を進めていくことはもちろんのこと、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを、地域社会のあたたかい心で受け入れ、見守り、支えていくことが必要です。

できることから始めてみませんか？

毎年7月1日から31日までの1か月間を「社会を明るくする運動」強調月間とし、全国的に各種事業・運動が実施されます。運動実現には、専門の機関や団体の努力に加えて、地域社会の理解と積極的な協力が必要となります。みなさまの理解と協力をお願いします。

▶行動目標

- ・犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう
- ・犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

問合せ…社会を明るくする運動上里町推進委員会（町民福祉課社会福祉係内）
【☎35-1224】



町長コラム

山下 博一



58

「2023上里町タウンミーティング」始まりました

町では時代の変化に対応し、時代の一步先を行く政策を求め、たゆみない変革を目指しています。そして、その先に待っているのは上里町の明るい未来であり、町民の夢や希望をかなえることが何より大切です。

令和4年1月現在のの上里町の生産年齢人口（※）の割合は、埼玉県内にある63自治体の上位20番目であり、県内でも比較的若い人が多く集まる町となっております。町民の皆さまに町の現状をぜひ知っていただきたいと思います。

さて、上里町社会福祉協議会神保原支部では、本年2月に日常生活の困りごとなどを把握するため、神保原小学校区にお住いの18歳以上の方を対象に「地域支えあい活動」に関する住民アンケート調査を実施しました。このアンケートにより、手助けを必要としている方だけでなく、ボランティアとして協力できる方が大勢いることが分かりました（下記参照）。この結果により、神保原支部の組織員から選出された方々と検討、話し合いを重ね、「住民同士の支え合いの仕組みを作ろう」ということになりました。

町として、行政サービスが中々、かゆいところに手が届かない部分もありますが、社協を通じて地域の皆さまとの橋渡しができればと思っています。

「地域支えあい活動に関する住民アンケート調査」(上位3番目まで)

現在手助けを必要としていること

庭木の手入れ：76人
家の中の修理等：59人
買い物：47人

協力できる・やってみようかなと思うこと

話し相手：120人
ごみ出し：114人
買い物：85人

※生産年齢人口：15歳～65歳の人口

〔7月の開催予定〕
7月2日(日) 上里東小学校地域（上里町東児童館）
7月9日(日) 神保原小学校地域（神保原公民館）
開始時刻：午後2時から

リチウム
イオン
電池など『小型充電式電池』等が
収集所に出せるようになります

新たに出せる電池

- 本体から取り外した小型充電式電池(リサイクルマークがあるもの)
- ボタン電池



出典元: 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

電動自転車の
バッテリーボタン電池
(SR、PR、LRの記号がある)モバイル
バッテリーバッテリー
パック

今まで通り出せる電池

●乾電池

アルカリ電池、
マンガン電池、
その他の使い切り電池

●コイン電池

CR、BRの記号が
ある

小型充電式電池および小型充電式電池を含む廃棄物(一体化しているもの、特殊な工具を用いなければ取り外せないもの)も、『月1回の有害ごみ(赤いバケツ)』での回収ができるようになりました。

電池が取り外せるものにつきましては、ショートのおそれがありますので、電池のプラス極・マイナス極の金属端子部にセロハンテープやビニールテープを貼ってから赤いバケツへ入れてください。電池が取り外せないものにつきましては、無理に外そうとしないでそのまま赤いバケツへ入れてください。

火災や事故につながる可能性がありますので不燃ごみでは出さないでください。

小型充電式電池が使われている主な製品

①スマートフォン	②モバイルバッテリー	③電子タバコ	④電気シェーバー	⑤電動歯ブラシ
⑥ハンディクリーナー	⑦ゲーム機	⑧デジタルカメラ	⑨ビデオカメラ	⑩ノートパソコン

①～⑦のイラスト出典元: 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

リサイクルマークが付いている電池であれば、リサイクル協力店や協力自治体でも専用の回収ボックスにて回収を行っています。くらし安全課にも専用の回収ボックスがありますので、リサイクルにご協力をお願いいたします。

問合せ…くらし安全課生活環境係 【☎35-1226】

本庄地区交通安全協会からのお知らせ

令和5年度優良運転者(無事故・無違反)表彰を受付けます

受賞資格…①本庄地区交通安全協会の会員である方(会員証持参)

②表彰種別に該当し、過去5年以内に同種の表彰を受けていない方

受付期間…7月14日(金)～8月31日(木)

受付場所…本庄地区交通安全協会事務局(本庄警察署内)

申込方法…①優良運転者表彰申請書の作成(申請書には印鑑が必要です)

②無事故・無違反証明書の添付

※申請書は、事務局窓口で用意しています。

※証明書は、下記の自動車安全運転センターで各自が交付を受けて下さい。なお、証明書の取り寄せには10日程度かかり、手数料は1通670円となります。

・自動車安全運転センター埼玉県事務所(鴻巣免許センター)【☎048-541-2411】

※詳しくは事務局窓口でお聞きください。

表彰種別…5年間・10年間・15年間・20年間・25年間・30年間・35年間・40年間・45年間

表彰式…10月26日(木)、午後4時開催予定(本庄市役所6階大会議室)

問合せ…本庄地区交通安全協会事務局(本庄警察署内)【☎21-4692】

第34回

自衛消防隊屋内消火栓操法大会

児玉郡市広域消防本部では、第34回自衛消防隊屋内消火栓操法大会を左記のとおり開催いたします。

この大会は、事業所による屋内消火栓操法競技会を実施することにより「自分の職場は自分で守る!」という意識を向上させるとともに消火技術や操作技術、初期消火態勢を習得させることにより自衛消防隊の技術向上を図ることを目的としています。

日時：10月11日(水)、午後1時から

※荒天時は中止となります。

会場：児玉郡市広域消防本部駐車場
(本庄市西富田904番地3)

申込期間：7月3日(月)～7月31日(月)

申込先：児玉郡市広域消防本部予防課または最寄りの消防署

申込方法：窓口へ参加申込書を直接提出いただくか、FAXにてお申し込みください。

申込書：消防本部および各消防署で配布、または消防本部ホームページからもダウンロードできます。

問合せ：児玉郡市広域消防本部
予防課

【☎24-8392】

【FAX24-8393】



ごみゼロつうしん

令和5年5月のごみの量は…

家庭系ごみ(可燃・不燃・有害・粗大)

排出量 665.0 t

【ひとり1日あたり約704g】

(前月と比べて63gの増量)

埼玉県内のひとり1日あたりのごみの排出量は約544gです。(令和2年度)



ごみゼロくん

～減らす・分別・再利用を心がけましょう～

問合せ…暮らし安全課生活環境係【☎35-1226】

『3きり運動』で生ごみの減量を!

町では、年間約9,200トンの燃えるごみが出されており、そのうち、一番多いのが家庭から出る生ごみです。

皆さんも『3きり運動』を実践し、食品ロスの削減にご協力をお願いします。

- ①食材を使い切る『使いきり』
- ②食べ残しをしない『食べきり』 → 『3きり運動』
- ③生ごみを出す前の『水きり』

※6月3日(土)実施の小型家電回収において、6,140kgの小型家電が集まりました。ご協力ありがとうございました。

(次の回収は、10月28日(土)を予定しています)